

中小企業信用保険法第2条第5項第5号（イー② 売上高減少）に基づく認定について（通常）

この認定は、国が定める要件に基づき、大阪市長が行うもので、セーフティネット保証制度の利用資格となっています。

様式イー②で認定申請できるのは、次に該当する方です。

・主たる事業(※)が属する細分類業種が指定業種である中小企業者

※主たる事業：原則として、最近1年間で最も売上高が大きい事業

❖ 確認手順① ご自身の営む事業が属する業種を、日本標準産業分類(平成25年10月改定)の細分類で確認

⇒(参考)総務省統計局ホームページ <https://www.e-stat.go.jp/SG1/htoukeib/TopDisp.do?bKind=10>

❖ 確認手順② その細分類が、経済産業大臣の指定する業種となっているか確認(指定業種リスト参照)

⇒(参考)中小企業庁ホームページ https://www.chusho.meti.go.jp/kinyu/sefu_net_5gou.htm

[認定要件]

次の①～③のすべての要件を満たすこと

①大阪市内に事業所(注1)を有すること。

②経済産業大臣の指定する業種を営んでいること。(❖ 確認手順②参照)

③主たる業種及び企業全体の最近3か月間(注2)の売上高が、前年同期比で5%以上減少していること。

・・・下記算式により、(i)かつ(ii)を満たすこと

(i) $(B - A) \div B \times 100 \geq 5.0\%$

A : 申込時点における最近3か月間の主たる業種の売上高

B : Aの期間に対応する前年の3か月間の主たる業種の売上高

(ii) $(B' - A') \div B' \times 100 \geq 5.0\%$

A' : 申込時点における最近3か月間の企業全体の売上高

B' : A'の期間に対応する前年の3か月間の企業全体の売上高

(注1) 法人の場合：登記上の住所地又は事業実態のある事業所が大阪市内にあること。

個人事業主の場合：事業実態のある事業所が大阪市内にあること

(注2) 最近3か月間：申請日の属する月の直前の3か月間を対象期間とします。

例) 8月に申請する場合は、5・6・7月(ただし、7月が未集計の場合のみ、4・5・6月でも可)

[認定申請時の提出書類]

提出書類	説明
認定申請書 認定申請書(控) 月別売上表(計算書)	大阪市ホームページからダウンロードしてください。 https://www.city.osaka.lg.jp/keizaisenryaku/page/0000503431.html
大阪市内に事業所を有することが確認できる書類	次の書類のいずれかで、申請書記載の「大阪市内の事業所所在地」 「企業名」「代表者名」が確認できるもの ○法人の場合：履歴事項全部証明書(写)(3か月以内のもの) ○個人の場合：確定申告書【第一表】(直近のもので、税務署受付日 が確認できるもの)
許認可証等(写)	許認可等を必要とする業種を営んでいる場合、必ず提出してください。
営んでいる事業が全て指定業種に属することを確認できる書類(パンフレット等)	取り扱っている製品・商品・サービスなど事業内容を確認できる書類 (履歴事項全部証明書や許認可証とは別途でご用意ください。)
返信用レターパック	認定書送付先を記載しておいてください。

【次ページも確認してください】

[提出書類以外で持ってきていただくもの]

- ・決算書、確定申告書、試算表、売上台帳など、最近1年間や各月の売上高等を確認できる書類
窓口申請時のヒアリングで必要に応じて確認させていただきます

[その他]

- ・認定の取得は、一切の融資・保証を約束するものではありません。
- ・即日交付はしておりません。認定書は後日送付させていただきます。
- ・本認定に関しては指定期間が定められていますので、指定期間中に認定書を取得してください。
- ・認定書の有効期間は、認定日から起算して30日です。本認定の有効期間内に融資申込を行うことが必要です。
- ・認定後に認定内容と異なる事実が判明した場合には、認定書が無効になる場合があります。

[お問い合わせ先・受付窓口]

大阪市経済戦略局 産業振興部 企業支援課 (電話：06-6264-9844)

〒541-0053 大阪市中央区本町1丁目4番5号 大阪産業創造館2階